



Title	オーストラリア先住民コミュニティにおけるアボリジナル・アートセンターの意義 : Darwin Aboriginal Art Fairに着目して
Author(s)	杉山, 暁子
Citation	若手研究者フォーラム要旨集. 2023, 7, p. 55-58
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/91183
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

オーストラリア先住民コミュニティにおける アボリジナル・アートセンターの意義 -Darwin Aboriginal Art Fair に着目して-

西洋史学 博士前期課程 1 年

杉山 暁子

概要

本稿では、Darwin Aboriginal Art Fair（ダーウィン・アボリジナル・アート・フェア、以下DAAF）の事例を通して、アボリジナル¹・アートセンターの意義について考察する。

オーストラリアでは1963年にアートが土地権回復の象徴となったが、70年代には、アートは先住民が現金収入を得る手段として注目されるようになり、政府出資によるアートセンターが各地に設立された。80年代になると、さらに多文化主義の戦略として活用されていく。各国での展覧会の開催は国際的な市場を開き、一部のアーティストの作品の価値が高まった。

89年に労働党政権がAboriginal and Torres Strait Islander Commission（アボリジナルおよびトレス海峡諸島民委員会、以下ATSIC）を設置した。ATSICは先住民によって運営され、連邦政府の福祉予算の配分や運営を決定する権限をもっていた。ただし、先住民の収入は失業対策事業費や社会保障給付金に依存していた。このATSICも保守政権によって2005年には廃止され、施策は政府に再編された。

ATSIC 廃止 2 年後の 2007 年から、DAAF は開催されている。アートセンターが集まって作品を展示即売することによって、政府やディーラーを介さず、売上の 100% を先住民とそのコミュニティに還元している。このように、アートセンターは先住民が自身の作品に対して公正な報酬を受け、文化伝統が維持されることを保証している。

ATSIC の廃止後、迷走する先住民政策のなかにあつて、先住民コミュニティによる過酷な現実に対する対応策の一つとして、アートセンターと DAAF を位置付けたい。

1. アボリジナルと政府による先住民政策

アボリジナルは 1788 年の英国による植民地化の開始以降、太古²から住み続けてき

¹ 現在、先住民を総称して表現する場合は、Aboriginal People や Aborigines が用いられ、個々の先住民は Aboriginal を利用して、Aboriginal man や Aboriginal woman と表記するのが普通である。おそらく、日本の訳語としては、「アボリジナル」や「アボリジナルの人々」を用いるのが、現在のところ無難なように思われる。藤川隆男「Aborigines, Aboriginals」、藤川隆男編・監修『オーストラリア辞典』
<https://www.let.osaka-u.ac.jp/seiyousi/bun45dict/dict-html/00003_AboriginesAboriginals.html>2011 年、2023 年 2 月 19 日閲覧。

² 研究者は、オーストラリアの先住民は少なくとも今から 5 万年前には、おそらくは 10 万年から 5 万年

た土地を「無主地（テラ・ヌリウス）」とみなされ、奪われてきた。1901年にオーストラリア連邦が結成されると、アボリジナルは「滅びゆく人々」とみなされ、保護政策のもとで遠隔地の居留地に隔離され、低賃金・無賃労働を余儀なくされた。そして、白人との混血の子どもを先住民の親から強制的に引き離す措置も20世紀後半まで行われ、こうした人々はのちに「失われた世代」と呼ばれるようになった。第二次世界大戦後も先住民の白人社会への同化が目指されたが、差別や社会的隔離は依然として続いた。

1960年代になると、ヨロングの人々による鉱山開発に対する訴訟や、グリーンジの人々によるウェーブヒル牧場の土地返還要求がなされ、首都のキャンベラにおける「テント大使館」³の設置など、先住民による差別や同化政策に対する異議申立てが活発化していった。67年には国民投票により、アボリジナルに関する政策が各州政府から連邦政府の管轄下に移行して実施することになった。

連邦政府は72年に先住民に対する同化政策を転換し、土地の返還と「自己決定」を基本理念とした先住民政策を開始した。そして、アボリジナル担当省が創設され、先住民を対象とした予算が計上されるようになった。その「自己決定」に関する政策の一環として始まったものが、Community Development Employment Projects（地域開発雇用プロジェクト、以下CDEP）という先住民の雇用と所得を支援する施策である⁴。

89年には労働党政権がATSICを設置した。ATSICは保健、住宅、司法、文化等のアボリジナルの生活のあらゆる面にわたるプログラムを管理運営する法定機関であり、アボリジナルに代表的役割と行政的役割を併せ持つことを意図した。ATSICの執行委員会はアボリジナルおよびトレス海峡諸島民の有権者によって選出されていたが、実際は政府の担当者によって運営されていた。さらにはATSICの予算の85%以上は、連邦政府が定めたCDEPと地域住宅・インフラプログラムを実施するための非裁量的資金であり、先住民の健康に関する予算とサービスの大部分が保健省によって管理されていた⁵。その後ATSICは2005年には解体され、アボリジナル関連予算の大幅な削減に至っている。

2. アボリジナル・アートの変遷

アボリジナル・アートとは「オーストラリアの先住民アートを美術として捉えた場

前の間に、アジア方面からオーストラリアに到達したと考えている。藤川隆男「Aborigines, Aboriginals」、藤川隆男編・監修『オーストラリア辞典』<https://www.let.osaka-u.ac.jp/seiyousi/bun45dict/dict-html/00003_AboriginesAboriginals.html>2011年、2023年2月19日閲覧。

³ ヨーロッパ植民地主義とそれを体現する連邦政府とは、アボリジナルをあたかも異邦人のように処遇してきた。それゆえに彼らはこの抵抗の拠点を皮肉を込めて「大使館」としたのであった（藤川 2004）。

⁴ 2011年の国勢調査では、CDEP参加者は雇用者として分類されていたが、CDEPのみに参加している者は2016年の国勢調査では雇用者とはみなされていない。

⁵ Parliament House, Canberra Commonwealth. *Aboriginal and Torres Strait Islander Treaties, Constitutional and Legal Recognition and Representation in Australia: A Chronology*, Australia, 2022.

合のコンセプト」⁶とされている。1950年代にはプリミティブ・アート、つまり原始的な美術としてみなされ、博物館に収蔵されることはあっても美術館には展示されなかった。70年代は政府のバックアップのもとアボリジナル主体の団体が次々と組織され、経済的自立を促進する方針が打ち出された時である⁷。71年に連邦政府はアボリジナル・アート・アンド・クラフツ社を設立した。この組織はアートセンターで制作されたアート作品のすべてを買い取り、保有することでアート作品の供給を管理していた。先述の通り、72年に新たな連邦政府が誕生するとアボリジナル政策は自主決定となり⁸、73年に芸術活動を支える助成機関としてオーストラリア・カウンシルが設立され、その中にアボリジナル・アーツ委員会も設置された。このアボリジナルによる委員会は、政策的な優先事項として、アボリジナルが経済的に自立するための起業や自己決定と表現のための手段としてアートセンターを位置づけた⁹。

3. DAAF

DAAF は全国レベルでアートセンターを宣伝するために、毎年 8 月の 3 日間に開催されている。オーストラリア国内のアートセンターが集まり、アート業界のバイヤーをはじめアートやデザインの愛好家に、先住民が設立したアートセンターから直接作品を購入する機会を提供している。またアート作品を展示・販売するための場所を提供するだけではなく、アート制作の体験ワークショップや伝統舞踊の披露が行われる。販売されるアート作品は、主に遠隔地に居住するアボリジナルのアーティストによって制作され、彼らの経済的自立を支えている。

一方で各国での展覧会の開催を通じて、アボリジナル・アートが人気を博し始めた 80 年代から 90 年代にかけて、アボリジナル・アートは美術品としての価値が見いだされていく。公的美術館による積極的な買いつけの影響により、商業ギャラリーが増加した。その過程で一部のディーラーは、アーティストの弱みにつけ込み、作品購入時に少額を前払いした後、作品を高値で転売する不公正な行為を行った。こうした搾取を防ぎアボリジナル・アートの公正な取引を確保するために、DAAF のような全国規模のイベント開催の措置がとられ、先住民アーティストとそのコミュニティのために数百万ドルが集められるようになった。

⁶ 田村加代「オーストラリア絵画史の文脈における先住民アート」『国立民族学博物館報告別冊』（国立民族学博物館）022、2001年、27頁。

⁷ 上田杏菜「オーストラリア先住民族アボリジナル・アート：美術館・博物館での展示手法とその受容の変遷」『公益財団法人石橋財団アーティゾン美術館研究紀要』石橋財団アーティゾン美術館、2021年、14-25頁。

⁸ 鎌田真弓（小山修三・窪田幸子編）「国民国家のアボリジニ」『多文化国家の先住民オーストラリア・アボリジニの現在』世界思想社、2002年、129-152頁。

⁹ Jones, T., Birdsall-Jones, C.. *Meeting places: Drivers of change in Australian Aboriginal cultural institutions*, *International Journal of Cultural Policy*, 2014, 20.3, pp.296-317.

4. アボリジナル・アートセンター

アートセンターは、主に遠隔地にある先住民コミュニティが所有・運営する先住民の法人であり、地元のメンバーで構成される理事会によって運営されている。アートセンターは、アーティストである先住民が作品を制作できる場所を提供し、その作品はアートセンターを通じて販売される。このように、アートセンターの主な役割は、地元の先住民のために、アート制作を通じて独立した収入源を生み出すことである。しかし、アートセンターはコミュニティにとってそれ以上のものを提供する場として機能している。たとえば、高齢者へのケア¹⁰や儀式の道具の保管、集会場としての役割が挙げられる。また多くの場合、このアートセンターは地域で唯一の、あるいは2つあるうちの1つのビジネスであり、そのため主に生活保護に依存する住民に、生活保護に依存しない収入を提供している¹¹。

遠隔地のコミュニティにおけるアートセンターの初期の発展は、土地回復運動、自主決定の導入と時を同じくして起こった。これらの要因と、アボリジナルおよびトレス海峡諸島民の組織がコミュニティ全体のためにサービスを提供するための資金を政府が提供する傾向が相まって、アートセンターは法人化され、非営利でコミュニティが所有するモデルをとるようになっていった。

おわりに

以上を踏まえ、オーストラリア先住民コミュニティにおけるアボリジナル・アートセンターの意義について提示する。アボリジナルは連邦政府によって「与えられた自主決定」ではなく、DAAFとアートセンターを通じて「自主決定」を取り戻す過程にある。藤川は「18世紀末、イギリスを中心とするヨーロッパ人が植民を開始すると、アボリジナルはこれらの侵入者に対して、自らの社会と文化がもつ価値を知らしめようと努力した。その手段として彼らが採用したのは、植民者を儀礼に招待することであった」¹²という。現代においても、アボリジナルはアートを用いて文化戦略を行っていることに注目する。

先行研究においてコミュニティにおけるアートセンターの重要性とその役割、特定の運営システムに関する文献は少ない。実際オーストラリアの各アートセンターは、そのガバナンス、法人化の状況、資金調達においてそれぞれに特殊性を持っている。

本稿では、連邦政府における先住民政策の政治的過程とDAAFに参加するアートセンターの特徴やアーティストの経済状況についての検討が不十分であるため、今後の課題とする。

¹⁰ Mackell et. al, *Art centres supporting our Elders - 'old people, that's where our strength comes from' - results from a national survey of Australian Aboriginal and Torres Strait Islander community controlled art centres*, Rural and Remote Health, 2022.

¹¹ Schmidt, Chrischona. *In the Absence of an Art Centre – Utopia, Central Australia*, Zeitschrift Für Australienstudien / Australian Studies Journal 29, 2015.

¹² 藤川隆男編『オーストラリアの歴史』有斐閣アルマ、2004年、25頁。